

高齢者向け悪質商法・振り込め詐欺 被害防止キャンペーン実施中

茨城県消費生活センター、県警察本部、市町村では、高齢者の悪質商法被害が依然として後を絶たないことから、振り込め詐欺への注意喚起も含めて、9月をキャンペーン月間として、お互いに連携して啓発活動を実施しています。
現在でも東日本大震災に関連した被害が横行しています。笠間市も例外ではありませんのでご注意ください。

事例1

実家の両親宅に業者が訪れ、「地震で瓦が落ちているので修理が必要だ。すぐに屋根の修理工事をしたほうがよい」と勧誘し、両親は、契約してしまつたようだ。
震災に便乗した商法ではないかと不審に思う。



【対応】

すぐに契約をせず、複数の業者から見積りをとるなど落ち着いて検討してから契約するようにしましょう。

その場でしつこく契約を迫るようであれば、警察や消費生活センターに連絡しましょう。

事例2

市役所の職員を名乗り、「義援金を送る活動をしている。支払い方法は振込です。」という電話があつた。信用できるか。

【対応】

公的な機関が一般家庭に対して、個別に電話や訪問等によつて義援金の振込を求めることはありません。

すぐに振り込んだりせず、市役所に確認するか、警察に通報・相談しましょう。

事例3

古物商を名乗る業者から

「被災地の医療器具に使う銀が不足しているため、ネットワークスなどの貴金属類を買い取りたい」と電話があつた。業者名や古物商の許可番号等を聞いたところ、答えたが、本当に医療用に使われるかも分からず、不審である。

【対応】

相手に売ってしまった場合、後日解約の連絡をしても、現物が戻る可能性は低いです。断る時は、最初からはっきりと断りましょう。その場でしつこく売買を迫るようであれば、警察に連絡しましょう。

事例4

震災後、「あなたの居住地での放射線量の数値が上がっている」などの内容のメールが来て、「除去する方法はこちらから」といった文言をクリックしたら、出会い系サイトの登録画面につながった。どうしたらよいか。

【対応】

何もせずに、一度電源を切ってください。その後、料金請求の画面やメールが届いたら、消費生活センターに相談しましょう。安易に自分で解約しようと思ひ、住所や名前などを入力するのは危険です。

事例5

有名なお寺の永代供養に関するパンフレットが自宅に届いた。その後業者から電話があり、「永代供養の権利を500万円で購入しないか。もっと高値で買い取ってくれる人がいる」と勧められた。「買える金額ではない」と断つたが「震災で墓地を失った人が多くいるので1,000万円でも買いたい人がいる。100万円払って予約してくれば、あとの400万円は自分が工面する」としつこく言われ、申込書をファックスした。しかし、よく考え、後日電話で断つたら「買わないなら訴訟する」と迫られ結局100万円を振り込んでしまった。

【対応】

形を変えた劇場型の勧誘手口です。以前は、未公開株や、権利譲渡というような内容でした。

断り続けることが大切ですが、もし、契約してしまったら、代金を支払ってしまったりした場合、すぐに、警察や消費生活センターに相談しましょう。時間が経つと相手と連絡が取れなくなる場合があります。

※まだまだたくさんの手口がありますので、注意してください。

※笠間市消費生活センターでは、これらの被害を未然に防ぐために、出前講座（無料）を行っています。各地区の高齢者クラブなどでご活用ください。詳細については、お問い合わせください。

【問合せ】

笠間市消費生活センター
（市民活動課内）
相談専用電話

0296-77-1313

